

公 告

消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成16年6月1日

京都市消防局長 森 澤 正 一

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹 鳴 日 時	出 動 車 両
山科区	四ノ宮南河原町14番地 科研製薬株式会社総合研究所	平成16年6月7日 午後2時00分	5台

(消防局警防部消防救助課)